

2018年3月29日

平成29年度 退職給付会計計算業務を振り返って

～ 業務フローとリスクの再確認を ～

経営コンサルティング第四部
主任コンサルタント 市川貴規

平成29年度が間もなく終わる。筆者は退職給付会計計算業務を請け負う年金数理人として、計算結果や問い合わせについて、可能な限り顧客に直接説明することを心掛けている。その際、各企業の経営者や担当者の生の声を聴くことができ、一年を通して振り返ってみれば、その年における当該業務関係者の共通課題が見えてくることもあり大変興味深い。

今年度について言えば、「退職給付会計計算業務の会計監査対応が大変だった」との声が多く寄せられた。ある企業では、「計算データの確認」といったこれまで毎年監査を受けてきた基本的な項目に対し、データの作成からサンプルデータの抽出まで、今までにないボリュームの細かな証跡の提示が求められたようである。また、過去一度も確認されたことのないような複雑な問い合わせを受けたとの話も複数あった。具体例としては、

- 計算対象制度の妥当性
(例) 選択定年制度や加算金、付則に記載の経過措置を計算対象に含めるか否か。
- 計算基礎率設定の考え方や複雑な制度に対する計算手法
(例) 事業所別や職種別の基礎率が採用できないか。一般的な手法では計算できない複雑な制度に対する計算方法の合理性の確認。

等の年金数理のテクニカルな内容に関連する質問が多かった。会計監査人側も、昨今の一連の企業会計における不祥事を受け、また、一昨年に発生した退職給付会計計算の錯誤による決算発表延期等の事例等を踏まえて、様々な観点から会計監査を実施し、企業会計への信頼を取り戻すよう取り組んでいることが分かる。今後も、この流れは当面続くものと思われる。このような状況を鑑みれば、来期以降、各企業が検討すべき課題が見えてくる。

まずは、退職給付会計計算業務における業務フローとリスクの再確認が必要である。当該業務は、自社（人事部門と経理部門等）、外部委託先（計算業務、年金幹事業務、資産運

用業務)といった関係者が多岐に亘っており、業務分担や責任の所在が曖昧になりがちである。多くの企業では、新退職給付会計基準¹導入の約5年前に、一旦、業務フローを固め業務リスクをコントロールする体制を整えたかもしれない。しかしながら、それから時間が経過し、自社及び外部委託先の担当者や、社内外のシステム環境が替われば、業務フロー上の様々な点で、漏れや抜けが生じ、気付かないところで業務リスクが高まっている懸念がある。もう一度、外部委託先との関係を含めた業務フローを一つずつ見直し、不明点があれば、これを機にクリアしておくべきである。特に「計算データ」の作成において、内容を理解せず機械的にデータを作成しているだけのような状況に陥っているのであれば、外部委託先にその意味等を確認するだけで、業務ミスの相当数が減らせると思う。

次に、前述した新たな追加監査項目のような複雑な問い合わせにも対応できる体制になっているか確認しておくべきだろう。もちろん自社内で回答することは通常困難な内容であり、一般的には外部委託先に相談することになる。ただこれまで「担当年金数理人の顔が見えない。声も聞いたことが無い」といったような状況であれば、スムーズな監査対応は難しいのではなかろうか。会計監査での確認内容が、今後、複雑化していくことを考慮すれば、年金数理人に直接相談可能な体制を予め構築しておくことが重要である。また、もし計算ソフトを利用して自社内で当該計算業務を実施している企業であれば、現時点で、社内の誰も計算ロジックを理解しておらず、インプットとアウトプットしか見えていないといったブラックボックスになっている恐れがある。このような場合、外部委託と比較して業務リスクが格段に高いと言える。さらに、これまでは計算システムから出力される「個人別の計算プロセス表」を提示すれば会計監査として問題無しとしてきた会計監査人もあったが、今後はそれだけでは済まされなくなると考えている。従って、外部の年金数理人と同様に計算ロジックを理解し会計監査人に説明できる社内担当者を教育できなければ、外部委託への切り替えを視野に入れた業務フローの見直しが急務になるだろう。

最後になるが、企業担当者にとって退職給付会計計算業務は、全体像が見えにくく、複雑な仕事であることには間違いない。ただ、会計監査人が当該業務の会計監査に厳格に臨むのには、当該業務が抱える金額的な重要性、すなわちリスクの高い業務であると認識しているからである。会計監査に対応することを目的として業務フローを整えるということは、本来の姿ではないかもしれないが、業務フローのチェックとリスクの再確認を行う良い機会と捉え、必要があれば業務フローの改善に取り組んで頂きたい。

— 以上 —

¹ 2014年(平成26年)3月期から原則適用された「退職給付に関する会計基準」及び「(同)適用指針」